

重要なお知らせ



お客さま 各位

令和5年3月
愛知信用金庫

カードローン契約規定の一部改定についてのお知らせ

平素から、愛知信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

当金庫では、現在取扱いしております、カードローン「with 住まいる」(保証会社:全国保証株式会社)のカードローン契約規定を下記のとおり一部改定しますのでお知らせいたします。

また、本件について、ご不明な点がございましたら、取引店の窓口までお問い合わせください。

記

1. 改定日
令和5年4月3日(月)
2. 改定する規程
カードローン契約規定(全国保証株式会社)
3. 対象カードローン名
カードローン「with 住まいる」

4. 改定箇所

改定する条項	改定前	改定後
(期限前の全額返済義務) 第10条 第1項 ⑤	相続の開始があったとき。	(削除)

※民法第548条の4に基づき改定後の規定を当金庫ホームページに掲載いたしますので、ご確認ください。

以 上

カードローン with 住まいる「カードローン契約規定」

第1条(取引方法)

1. この取引は当座貸越取引のみとし、小切手、手形の振出しまたは引受け、公共料金等の自動支払いは行わないものとし、
2. 借主は、別に定める場合を除き、金融機関所定のカードローンカード(以下「ローンカード」といいます。)を利用して出金する方法により当座貸越を受けるものとし、
3. ローンカード、現金自動払出機および現金自動預入引出機等の取扱いについては、別に定める金融機関所定のカードローンカード規定によります。
4. 借主は、この取引の継続中は、重ねて保証会社の保証に基づくカードローン取引を行うことはできないものとし、

第2条(貸越極度額)

1. この取引の貸越極度額は、金融機関および保証会社の審査のうえ決定されるものとし、金融機関がカードローン契約書に記入する貸越極度額に従います。
2. 前項にかかわらず、金融機関は、貸越極度額を変更できるものとし、この場合、金融機関は、新しい貸越極度額および変更日を借主に通知または同意を得るものとし、
3. 金融機関が貸越極度額を超えて当座貸越を行った場合または利息の組入れによって貸越元利金が貸越極度額を超えた場合であっても、この取引の各条項が適用されるものとし、

第3条(契約期間等)

1. この取引に基づき当座貸越を受けられる期間は、この取引の成立の日から表記の契約期間を経過する日までとします。ただし、期間満了日の前日までに金融機関から借主に対し期間延長をしない旨の申出がない場合には、期間は同期間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、借主の年齢が期間満了の時点で満65歳に達していた場合は期間を延長しないものとし、
2. 第1項の期間延長が行われない場合の取扱いは次のとおりとします。
 - ①借主は期間満了日の翌日以降、この取引による当座貸越を受けることができません。
 - ②貸越元利金はこの取引の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとし、
 - ③期間満了日に貸越元利金がない場合は、期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとし、
 - ④前2号によりこの取引が解約された場合、借主は、ローンカードを返却するものとし、

第4条(当座貸越の利用停止)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、金融機関は当座貸越の利用を停止することができるものとします。
 - ①借主が返済を延滞したとき。
 - ②借主がこの取引に定める各条項に違反したとき。
 - ③借主の信用状況に関する金融機関および保証会社の審査により、当座貸越の利用を停止することが相当と認められたとき。
 - ④金融機関が信用金庫、信用組合、農業協同組合、漁業協同組合等の場合で、借主が地区外に移転したこと等に伴い、貸出対象となり得る「会員たる資格」を喪失したとき。
2. 借主の信用状況に関する金融機関および保証会社の審査により相当と認められた場合は、金融機関は前項の当座貸越の利用の停止を解除することができるものとします。
3. 第1項の取扱いにより当座貸越の利用が停止されている間、返済は第7条または金融機関指定の方法にて行うものとします。

第5条(利息、損害金等)

1. 貸越金の利息は、金融機関所定の付利単位および利率によって次の算式によって計算のうえ、毎月の約定返済日に貸越元金に組み入れるものとします。
$$\frac{\text{毎日の貸越最終残高の合計額} \times \text{金融機関所定の利率}}{365}$$
2. 貸越金の利息には、この取引のために金融機関が負担する保証会社の保証料相当額を含むものとします。
3. 金融機関に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、表記損害金利率(年365日の日割計算)とします。
4. 金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合には、金融機関は利率、損害金の料率を一般に行われる程度のものに変更できるものとします。この変更内容の通知方法は金融機関の店頭に掲示するなど金融機関所定の方法によるものとします。

第6条(約定返済)

1. 借主は、毎月の約定返済日(金融機関の休日の場合は翌営業日。以下同じ。)に、表記の約定返済金額確定日における貸越残高に応じて次の表のうち金融機関が定める金額を支払うものとします。ただし、約定返済金額確定日の貸越残高が約定返済金額に満たない場合にはその金額を約定返済金額とします。

表1

約定返済金額確定日の貸越残高	約定返済金額
1万円以上 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超 150万円以下	25,000円
150万円超	30,000円

表2

約定返済金額確定日の貸越残高	約定返済金額
1万円以上 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超	30,000円

表3

約定返済金額確定日の貸越残高	約定返済金額
1万円以上 50万円以下	10,000円
50万円超 100万円以下	20,000円
100万円超 150万円以下	30,000円
150万円超	40,000円

2. 約定返済日の前月末日の貸越残高が約定返済金額に満たない場合には、前項にかかわらず、その金額を約定返済金額とします。
3. 借主は、初回貸越時(全額返済後の再貸越を含む)から初めて到来する約定返済日までの期間が1か月に満たない場合には、2度日に到来する約定返済日より返済を行うものとします。

第7条(貸越金の約定返済の自動支払い)

1. 借主は前条に基づく約定返済のため、各約定返済日までに毎回の約定返済金相当額をカードローン契約書において指定した返済用預金口座に預け入れておくものとします。なお、返済用預金口座は、同時に申し込む住宅ローンの返済用預金口座と同一にするものとします。
2. 金融機関は各約定返済日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から引落しのうえ、毎回の約定返済にあてるものとします。ただし、返済用預金口座の残高が満たない場合には、金融機関はその一部の返済にあてる取扱いはしないものとします。
3. 第1項による預入れが各約定返済日より遅れた場合には、金融機関は約定返済金額と損害金の合計額をもって前項と同様の取扱いをすることができるものとします。

第8条(任意返済)

1. 第6条による約定返済のほか、借主は随時に任意の金額を返済することができるものとします。なお、この返済を行った場合においても第6条の約定返済は通常どおり行うものとします。
2. 前項の任意返済は前条の自動支払いによらず、借主が直接金融機関の店頭で申し込む方法、または金融機関の現金自動預入引出機を利用して行うものとします。

第9条(諸費用の自動支払い)

1. 金融機関は、この取引に関して借主が負担すべき手数料、印紙税等相当額を金融機関所定の日に普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず返済用預金口座から引落しのうえ、費用の支払いにあてることができるものとします。

第10条(期限前の全額返済義務)

1. 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、借主は金融機関からの通知、催告等がなくても、この取引に基づく貸越元利金について当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額について返済するものとします。
 - ①借主が第6条に定める返済を遅延し、相当な期間を定めてその支払いを書面で催告されたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき。
 - ②借主が住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事項によって金融機関に借主の所在が不明となったとき。
 - ③支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - ④借主が手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
 - ⑤借主の金融機関に対する預金、その他債権について仮差押え、保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき。
 - ⑥保証会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
2. 次の各場合には、借主は金融機関からの請求によってこの取引に基づく貸越元利金について期限の利益を失い、直ちに債務全額について返済するものとします。
 - ①借主が金融機関取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - ②借主が金融機関または保証会社との取引約定および規定の一つにでも違反したとき。
 - ③借主が金融機関または保証会社に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき。
 - ④この取引に関して、借主が金融機関または保証会社に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ⑤前各号のほか借主の信用状態に著しい変化が生じるなど貸越元利金の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき。
3. 前2項の場合において、住所変更の届出を怠る、または金融機関からの請求を受理しないなど借主の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとします。

以上

(令和5年4月3日一部改定)